

2023 年 12 月 1 日

株主各位

静岡県静岡市駿河区八幡一丁目 5 番 38 号

静岡ガス株式会社

代表取締役 社長執行役員 岸田 裕之

簡易事業譲受公告

当社は、2023 年 12 月 31 日を効力発生日として、南富士パイプライン株式会社（住所 静岡県富士市蓼原 1146 番地の 1）の事業の全部を譲り受けることを決定いたしましたので、公告いたします。

この事業譲受けは、会社法第 468 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

会社法第 468 条第 3 項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、当社に対して、書面によりその旨をお申し出ください。

以上